

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成30年6月1日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700460号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800010号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店(以下「B支店」という。)及びA社C支店(以下「C支店」という。)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年5月29日から昭和43年1月21日まで

私は、C支店でミシン販売に従事した後、D社で勤務していたところ、当時のC支店の支店長(以下「C支店長」という。)から「どうしても力を貸してくれ」と言われ、昭和41年5月に再入社した。当初は近くのB支店に勤務し、1、2か月してからC支店に移って勤務したが、誘ってくれたC支店長が転勤で異動した後の昭和43年1月に退職した。以前と同じ待遇で入社しているため、厚生年金保険にも加入しているはずだが、記録されていないので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求者がD社に在籍中にC支店長からC支店での勤務の依頼を受けたため請求期間について勤務したと主張している。

しかしながら、本社であるA社(以下「本社」という。)から提出されたB支店及びC支店の販売員台帳及び支店台帳によれば、請求者の請求期間に係る入退社の記録はない。

また、請求期間当時及びその前後の期間に厚生年金保険被保険者記録のあるB支店及びC支店の同僚15人に照会したが、請求者の請求期間に係る入社経緯及び勤務実態について知る者がおらず、また、C支店長は既に死亡していることから、請求者の勤務実態について確認することができない。

さらに、本社は、請求者の厚生年金保険の被保険者資格取得に係る届出及び請求期間に係る厚生年金保険料控除については不明と回答しており、E健康保険組合は、請求期間に係る加入者名簿等の資料はないと回答していることから、請求者の請求期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、請求者は、C支店長は請求期間中にF県G市の支店に転勤した旨陳述しているが、C支店長は、請求期間以前の昭和39年10月1日にC支店における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日にA社のG市の事業所において被保険者資格を取得しており、請求者のD社における厚生年金被保険者期間及び請求期間にC支店における厚生年金保険被保険者記録はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700469号  
厚生局事案番号 : 関東信越(脱)第1800001号

## 第1 結論

昭和34年4月1日から昭和40年4月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和34年4月1日から昭和40年4月1日まで

平成21年に年金の手続のため社会保険事務所(当時)に行った際、職員から請求期間について脱退手当金が支給された記録が確認できる旨一方的に言われた。A事業所を退職後、住所変更等いろいろあったが、脱退手当金についての連絡は何もないので当該記録には納得ができない。調査の上、当該記録を訂正し年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者に係るA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、厚生年金保険法の改正により請求者が脱退手当金の受給権を取得した昭和40年6月1日から約3か月後の同年9月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、請求期間後、昭和49年3月18日に厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの間、公的年金制度に加入歴がない請求者が請求期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、請求者の厚生年金保険被保険者期間(以下「厚年期間」という。)の被保険者記号番号は、請求期間である4回の厚年期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、請求期間後の厚年期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、請求者から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。